



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *1 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 194 大規模小売店舗の店舗面積の届出 (商工振興課) 2
 - 195 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 2
 - 196 保安林の指定施業要件の変更 (") 2
 - 197 " (") 3
 - 198 和歌山県資源管理方針の一部変更 (資源管理課) 3
 - 199 公共測量の終了 (技術調査課) 3
 - 200 車両制限令による道路の指定 (道路保全課) 4
 - 201 道路の位置の指定 (都市政策課) 4
 - 202 " (") 4
 - 203 " (") 5

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月26日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第10条の2関係)		別表第2(第10条の2関係)	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
主要地方道 和歌山橋本線	略	主要地方道 和歌山橋本線	略
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市秋葉町133番3地先 から和歌山市塩屋四丁目66番 1地先まで		
略		略	
市道今福神前 線	略	市道今福神前 線	略
市道本町和歌 浦線	和歌山市新堀東二丁目280番 地先から和歌山市塩屋四丁目		

66番1地先まで	
略	略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーシティ田辺店
和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した年月日
令和3年2月21日
- 4 届出年月日
令和3年2月2日

和歌山県告示第195号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、和歌山県資源管理方針の一部を令和3年2月17日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。
令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

（次のとおりは、省略し、変更後の和歌山県資源管理方針に定める事項を記載した書面を和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和2年10月22日から令和3年2月5日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第200号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市秋葉町133番3地先から和歌山市塩屋四丁目66番1地先まで

- 2 指定する期日

令和3年4月1日

和歌山県告示第201号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3534	紀の川市貴志川町北山字中ノ坪484番2の一部、485番1の一部、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 3.2.8	6.00	44.57

和歌山県告示第202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3536	紀の川市貴志川町神戸字野手162番3の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	令和 3.2.8	6.00	26.92
				6.00	27.01

和歌山県告示第203号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3545	有田市辻堂字池ノ尻756番 の一部、水路	有田市辻堂533番地4 有限会社保田住建 代表取締役 酒井雄亮	令和 3.2.9	5.50	35.00